

新電力の料金メニューの動向（低圧電灯） ①

- 供給事業者数の増加とともに、需要家が選択できる料金メニューの数は大幅に増えている。
- 料金メニューの大半は基本料金と従量料金で構成される二部料金制である一方、定額料金制を取り入れるものも出てきている。燃料費調整のないメニューは、極めて限られている。

地域別の低圧電灯メニュー数の推移

※（）内は供給事業者数

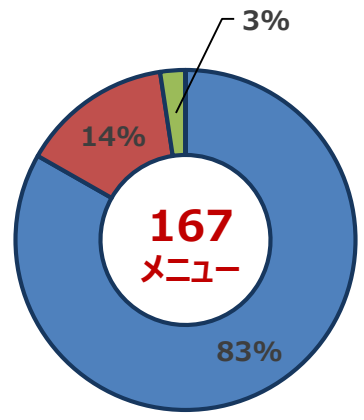
注1）エリア単位で1千件以上の契約数のある事業者に限定。
注2）みなし小売の自由料金メニュー、電力用メニューは除く。

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	燃調あり	燃調なし
16年6月	24(7)	7(5)	61(24)	24(8)	2(1)	23(12)	1(1)	1(1)	25(8)	167	0
17年11月	51(18)	55(17)	185(71)	72(27)	9(4)	106(34)	24(12)	19(8)	64(26)	574	11(2)

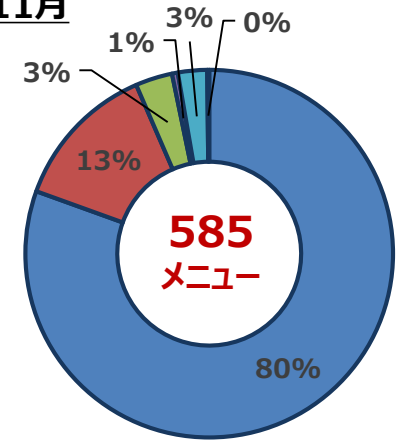
(※エリアごとにメニュー数をカウントした全国計)

新規参入者の料金メニュータイプの分布（全国）

2016年6月



2017年11月



- ① 二部料金制
- ② 最低料金制
- ③ 完全従量料金制
- ④ 定額料金制
- ⑤ 定額+完全従量制
- その他

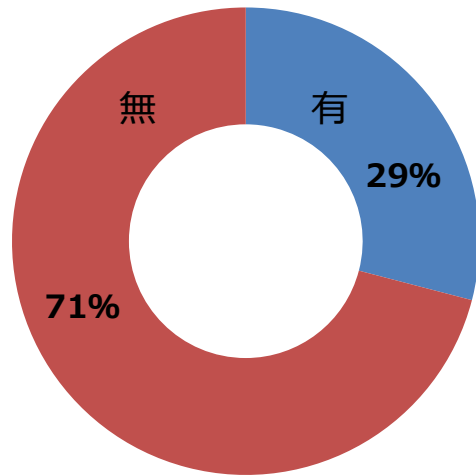
新電力の料金メニューの動向（低圧電灯） ②

- 新電力の料金メニューのうち、ガス・通信等とのセット販売は3割弱を占めている。
- 契約期間中に解約した場合に違約金等を支払うこととなっている料金メニューは全体の約36%であり、そのうち約7割は契約期間が1年となっている。違約金付き料金メニューのうち、約3割は契約期間が2年あるいは3年となっている。

セット販売の有無（全国）

2017年11月

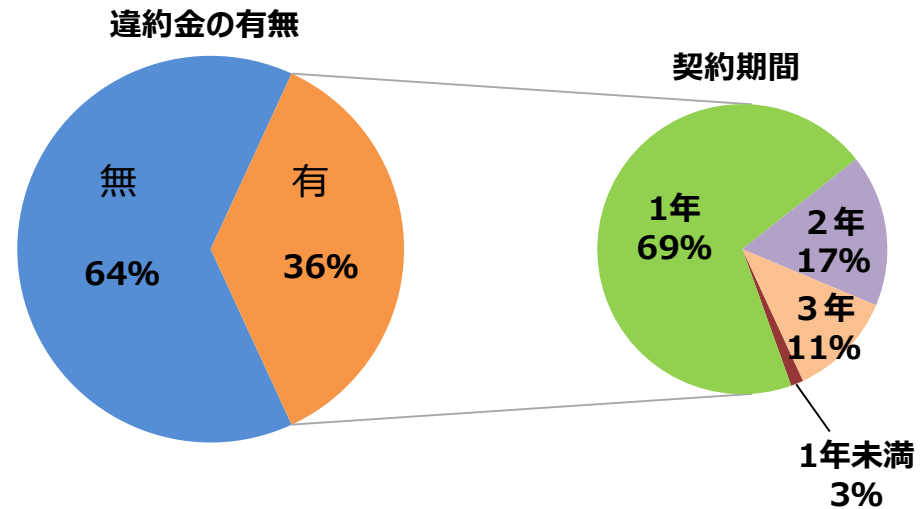
注1) エリア単位で1千件以上の契約数のある事業者に限定。
注2) みなし小売の自由料金メニュー、電力用メニューは除く。



違約金の有無と契約期間（全国）

2017年11月

注1) エリア単位で1千件以上の契約数のある事業者に限定。
注2) みなし小売の自由料金メニュー、電力用メニューは除く。



「電力の小売営業に関する指針」について

- 小売全面自由化を契機に多様な事業者が参入することを踏まえて需要家保護のために「電力の小売営業に関する指針」を制定。
※平成28年1月22日に電力取引監視等委員会(当時)から経済産業大臣に建議、平成28年1月29日に経済産業大臣が制定。平成29年6月に改定を行っている。

1. 需要家への適切な情報提供

- (1) 一般的な情報提供
- (2) 契約に先だって行う説明や書面交付
- (3) 電源構成等の適切な開示の方法

2. 営業・契約形態の適正化

- (1) 電事法上問題となる営業・契約形態
- (2) 小売電気事業者の媒介・取次ぎ・代理
- (3) 高圧一括受電や需要家代理モデル
- (4) 小売電気事業者による業務委託

3. 契約内容の適正化

- (1) 不明確な電気料金の算出方法
- (2) 小売供給契約の解除
- (3) 競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格での小売供給

4. 苦情・問合せへの対応の適正化

- (1) 苦情・問合せへの対応
- (2) 停電に関する問合せ対応

5. 契約の解除手続の適正化

- (1) 需要家からの契約解除時の手続
- (2) 小売電気事業者からの契約解除時の手続
- (3) 一般送配電事業者による託送供給契約の解除時の手続

【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】

(参考)「電力の小売営業に関する指針」の主なポイント①

(1) 需要家への適切な情報提供

①望ましい行為

- 一般家庭を始め低圧需要家向けの「標準メニュー」を公表すること。
- 平均的な電力使用量における月額料金を例示すること。
- 他社からの切替えの際、既存契約の解除に係る違約金等の発生の可能性を需要家に説明すること。
- 自社のホームページやパンフレット、チラシ等で電源構成を開示すること。併せて、CO₂排出係数(調整後排出係数)を記載すること。
 - ※1：電源構成開示については、小規模事業者にとって負担となることや、発電事業者から小売事業者に対し電源種別に関する情報提供が必要なことなどに留意が必要。
 - ※2：需要家ニーズや事業者の取組状況を注視し、需要家のニーズが高まって事業者の開示の取組が進んでいないなど、市場が適切に機能していないと考えられる場合には、改めて開示のあり方の検討が必要。

②問題となる行為

- ✓ 請求書に記載しないなど、料金請求の根拠となる使用電力量等の情報を需要家に示さないこと。
- ✓ 「当社の電気は停電しにくい」など、需要家の誤解を招く情報提供で自社のサービスに誘導しようとする事。
- ✓ 電源構成を訴求した営業行為を行う場合、電源の割合の計画を示さないことや実績値を事後的に説明しないこと。
- ✓ 地産地消を訴求した営業行為を行う場合、発電所の立地場所や電気の供給地域について十分に説明しないこと。

(参考)「電力の小売営業に関する指針」の主なポイント②

(2) 契約内容の適正化

○問題となる行為

- ✓ 不当に高額な違約金等を設定するなど、解除を著しく制約する内容の契約条項を設けること。
- ✓ 解除手続や更新を拒否する手続の方法を明示しないなど、解除を著しく制約する行為をすること。

(3) 苦情・問合せへの対応の適正化

①望ましい行為

- 送電線の切断など、送配電要因で停電していることが明らかな場合に送配電事業者がホームページ等を通じて提供する情報を用いて、小売電気事業者が消費者からの相談や問合せに応ずること。
- 原因不明な停電発生時に、ブレーカーの操作方法など消費者に対し適切な助言を行うこと。

②問題となる行為

- ✓ 原因不明な停電に対し、消費者からの問合せに不当に応じないこと。

(4) 契約の解除手続の適正化

○問題となる行為

- ✓ 契約解除の申入れが、契約者（需要家）本人からのものであるか、適切な方法で本人確認をしないこと。
- ✓ 需要家の意に反した過度な引き留め営業など、解除の申込みに速やかに応じないこと。
- ✓ 契約解除について、解除予告通知を行うことや最終保障供給・特定小売供給を申し込む方法があることを説明することなどの適切な対応を怠ること。

電力の小売営業に関する指針等に係る第4回取組状況調査（概要）

- 「電力の小売営業に関する指針」等で「望ましい行為」とされる電源構成及びCO₂排出係数の開示状況、標準メニュー及び平均的な月額料金例の公表状況などについて実態を把握するため、平成29年9月28日時点で登録済みの小売電気事業者418社に対してフォローアップ調査を実施。372社から回答の提出を受けた（回収率90.0%）。

取組状況調査の主な内容

- ① 電源構成の開示状況
- ② CO₂排出係数の開示状況
- ③ 代理店等に関する情報の公表状況
- ④ 請求書等における託送供給料金相当支払金額の明記状況
- ⑤ 一般家庭への供給の意向
- ⑥ 低圧向けの標準メニューや平均的な月額料金例の公表状況
- ⑦ 電源構成や地産地消を供給の特性とするメニューの有無、内容

※調査期間：平成29年9月28日～10月26日

（※）⑥・⑦の調査については、一般家庭への供給の意向がある事業者のみ回答を求めた。